

## 射水市公共工事総合評価方式試行要領

平成19年11月1日

告示第186号

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に基づき、市が発注する公共工事の品質確保の促進を図るため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2に規定する価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価方式」という。)を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(総合評価方式の試行対象工事)

第2条 総合評価方式の試行対象工事は、設計金額が2,000万円以上、かつ、5,000万円未満の工事のうち、入札価格及び企業が持つ技術的な要素(以下「技術提案」という。)を一体として評価することが妥当と認められる工事とする。

(学識経験者の意見聴取)

第3条 総合評価方式を実施するに当たっては、政令第167条の10の2第4項の規定により、次に掲げる事項について学識経験を有する者の意見を聴取するものとする。

- (1) 総合評価方式によることの適否
- (2) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (3) 価格その他の条件が市に最も有利なものの決定

(総合評価の方法)

第4条 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

- 2 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている技術提案について与える点数(100点)をいう。
- 3 技術加算点とは、技術提案について、別表に規定する評価項目及び評価基準に基づき算出される点数をいう。
- 4 技術加算点は、あらかじめ市が設定する技術提案を入札参加者に求め、当該技術提案の審査及び評価を行い、算出するものとする。

(落札者の決定方法)

第5条 落札者は、次の要件を満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とする。

- (1) 要求する要件を最低限満たしていること。
- (2) 入札価格が予定価格を超えていないこと。
- (3) 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

$$\text{基準評価値} = 100\text{点(標準点)} \div \text{予定価格(単位：百万円)}$$

- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。ただし、入札価格が同額である場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- 3 落札者となるべき者の入札価格が、射水市建設工事に係る低入札価格調査制度実施要領(平成19年射水市告示第82号。以下「低入札要領」という。)に規定する調査基準価格を下回る場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、低入札要領に基づき、審査を行い、落札者を決定するものとする。
- 4 総合評価方式の試行対象工事に係る入札については、射水市建設工事等入札心得のうち、落札者の決定に関する規定は、適用しない。

(評価結果等の公表)

第6条 入札参加者が提示した技術提案に係る技術評価点及び入札価格並びに評価値については、契約締結後、速やかに公表するものとする。

(苦情の処理)

第7条 入札参加者から落札者の決定等に関し苦情があったときは、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知するものとする。この場合において、当該評価の理由を求められたときは、その理由を説明するものとする。

(工事成績の減点)

第8条 虚偽の報告その他の悪質な行為があった場合に行う工事成績の減点の点数は、13点とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の試行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考
企業の施工能力 (様式第1号、 様式第2号)	施工実績	発注年度の前2年度及び発注年度の直近四半期までの期間( )において、射水市発注の同種工事(同じ発注工種)施工実績の有無	有り	5	・評定点が65点以下(評定点がつかない場合を含む。)の実績は含めない。 ・共同企業体での実績を含む。
			無し	0	
	工事成績	発注年度の前2年度及び発注年度の直近四半期までの期間( )において、射水市発注の同種工事(同じ発注工種)の工事成績評定点平均点( )	75点以上	20	・共同企業体での実績を含む。
			71点以上75点未満	15	
			66点以上71点未満	10	
			65点以下(評定点がつかない場合を含む。)	0	
	優良表彰	発注年度の前2年度における国、県、土木センター管内協議会若しくは農林振興センターの優良工事表彰又は国の安全管理優良受注者表彰の有無	局長表彰・知事賞・部長賞・最優秀賞・公営企業管理者賞有り	10	・同種工事に係るものに限る。ただし、安全管理優良受注者表彰の場合は工種を問わない。 ・共同企業体での表彰を含む。
			事務所長表彰・優秀賞・良賞有り	5	
			無し	0	
	ISO認定取得	技術資料提出時におけるISO9001の取得の有無	有り	5	・建設業に関連するものに限る。
無し			0		
小計				40	
企業の地域性・社会性 (様式第1号)	主たる営業所の所在地	射水市内かどうか	市内	10	・入札参加資格要件に「主たる営業所が市内にあること」と付した場合、この項目は評価しない。
			市外	0	
	災害協定への参加	射水市との災害協定への参加の有無	有り	5	
			無し	0	
	除雪業務の受託実績	射水市との直近の除雪受託実績	有り(除雪機械複数台かつオペレーターの提供)	15	
			有り(除雪機械1台かつオペレーターの提供)	10	
			有り(オペレーターの提供のみ)	5	
無し			0		
小計				30 (20)	・0内数値は、入札参加資格要件に「主たる営業所が市内にあること」と付した場合
評価点数	計			70 (60)	・同上
技術加算点				15	・技術加算点 = 各企業の評価点数 × 技術加算点の満点 ÷ 配点点数の満点 ・技術加算点は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位まで求める。

- 注)
- 1 直近四半期までの期間とは、第1四半期であれば「完成検査結果通知書」の日付けが6月末までのもの、以下9月末、12月末、3月末までのものとする。
  - 2 工事成績評定点平均点は、平均点の小数点以下第1位の数字を四捨五入して得られる整数とする。